議案第89号

羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

羽生市国民健康保険税条例 (昭和29年条例第21号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(国民健康保険の被保険者<u>に係る</u> 基礎課税額の所得割額)

第3条 (略)

(国民健康保険の被保険者<u>に係る</u> 基礎課税額の資産割額)

第 4 条 (略)

(国民健康保険の被保険者<u>に係る</u> 基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額の</u>世帯別平等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別 平等割額は、次の各号に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める額とする。

改正前

(国民健康保険の被保険者<u>の基礎</u> <u>課税額に係る</u>所得割額)

第3条 (略)

(国民健康保険の被保険者<u>の基礎</u> 課税額に係る資産割額)

第4条 (略)

(国民健康保険の被保険者<u>の基礎</u> 課税額に係る被保険者均等割額)

第 5 条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る 世帯別平等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別 平等割額は、次の各号に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める額とする。

(以下この号において「特定 月」という。)以後5年を経過す る月までの間にあるもの(当該 世帯に他の被保険者がいない場 合に限る。)をいう。次号及び第 19条第1項において同じ。)及 び特定継続世帯(特定同一世帯 所属者と同一の世帯に属する被 保険者が属する世帯であって特 定月以後5年を経過する月の翌 月から特定月以後8年を経過す る月までの間にあるもの(当該 世帯に他の被保険者がいない場 合に限る。)をいう。第3号及び 同項において同じ。) 以外の世帯 9,500円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の所得 割額)

第6条 第2条第3項の所得割額 は、基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.6を乗じて算定す る。

(国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額)

第6条の2 第2条第3項の被保険 者均等割額は、被保険者1人につ いて9,500円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う 賦課)

第11条 国民健康保険税の賦課期 日後に納税義務が発生した者に は、その発生した日の属する月か ら、月割をもって算定した第2条 第1項の額(第19条の規定によ る減額が行われた場合には、その 減額後の国民健康保険税の額とす| る。以下この条において同じ。)を 下この条において同じ。)を課す

(以下この号において「特定 月」という。)以後5年を経過す る月までの間にあるもの(当該 世帯に他の被保険者がいない場 合に限る。)をいう。次号及び第 19条において同じ。)及び特定 継続世帯(特定同一世帯所属者 と同一の世帯に属する被保険者 が属する世帯であって特定月以 後5年を経過する月の翌月から 特定月以後8年を経過する月ま での間にあるもの(当該世帯に 他の被保険者がいない場合に限 る。)をいう。第3号及び<u>同条</u>に おいて同じ。)以外の世帯 9,500円

(2)・(3) (略)

(後期高齢者支援金等課税被保険 者に係る所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額 は、後期高齢者支援金等課税被保 険者に係る基礎控除後の総所得金 額等に100分の2.6を乗じて 算定する。

(後期高齢者支援金等課税被保険 者に係る被保険者均等割額)

第6条の2 第2条第3項の被保険 者均等割額は、後期高齢者支援金 等 課 税 被 保 険 者 1 人 に つ い て 9,500円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う (縣 舖

第11条 国民健康保険税の賦課期 日後に納税義務が発生した者に は、その発生した日の属する月か ら、月割をもって算定した第2条 第1項の額(第19条の規定によ る減額が行われた場合には、同条 の国民健康保険税の額とする。以

課する。

2~8 (略)

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲 げる国民健康保険税の納税義務者 に対して課する国民健康保険税の 額は、第2条第2項本文の基礎課 税額からア及びイに掲げる額を減 額して得た額(当該減額して得た 額が63万円を超える場合には、 63万円)、同条第3項本文の後期 高齢者支援金等課税額からウに掲 げる額を減額して得た額(当該減 額して得た額が19万円を超える 場合には、19万円)並びに同条 第4項本文の介護納付金課税額か らエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が17万円 を超える場合には、17万円)の 合算額とする。

(1)法第703条の5第1項 に規定する総所得金額及び山林 所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に 属する国民健康保険の被保険者 及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得を有する者(前年中に 法第703条の5第1項に規定 する総所得金額に係る所得税法 (昭和40年法律第33号)第 28条第1項に規定する給与所 得について同条第3項に規定す る給与所得控除額の控除を受け た者(同条第1項に規定する給 与等の収入金額が55万円を超 える者に限る。)をいう。以下こ の号において同じ。)の数及び公 的年金等に係る所得を有する者 (前年中に法第703条の5第 1項に規定する総所得金額に係 る所得税法第35条第3項に規 定する公的年金等に係る所得に ついて同条第4項に規定する公 る。

2~8 (略)

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲 げる国民健康保険税の納税義務者 に対して課する国民健康保険税の 額は、第2条第2項本文の基礎課 税額からア及びイに掲げる額を減 額して得た額(当該減額して得た 額が63万円を超える場合には、 63万円)、同条第3項本文の後期 高齢者支援金等課税額からウに掲 げる額を減額して得た額(当該減 額して得た額が19万円を超える 場合には、19万円)並びに同条 第4項本文の介護納付金課税額か らエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が17万円 を超える場合には、17万円)の 合算額とする。

法第703条の5に規定 (1)する総所得金額及び山林所得金 額の合算額が、43万円(納税 義務者並びにその世帯に属する 国民健康保険の被保険者及び特 定同一世帯所属者のうち給与所 得を有する者(前年中に法第 7 0 3 条 の 5 に 規 定 す る 総 所 得 金額に係る所得税法(昭和40 年法律第33号)第28条第1 項に規定する給与所得について 同条第3項に規定する給与所得 控除額の控除を受けた者(同条 第1項に規定する給与等の収入 金額が55万円を超える者に限 る。)をいう。以下この号におい て同じ。)の数及び公的年金等に 係る所得を有する者(前年中に 法第703条の5に規定する総 所得金額に係る所得税法第35 条第3項に規定する公的年金等 に係る所得について同条第4項 に規定する公的年金等控除額の 的年金等控除額の控除を受けた 者(年齢65歳未満の者にあっ ては当該公的年金等の収入金額 が60万円を超える者に限り、 年齢65歳以上の者にあっては 当該公的年金等の収入金額が 110万円を超える者に限る。) をいい、給与所得を有する者を 除く。) の数の合計数(以下この 条において「給与所得者等の 数」という。)が2以上の場合に あっては、43万円に当該給与 所得者等の数から1を減じた数 に10万円を乗じて得た金額を 加算した金額)を超えない世帯 に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者<u>に</u> <u>係る基礎課税額の</u>被保険者均等 割額 被保険者(第1条第2項 に規定する世帯主を除く。)
 - 1人について 12,250円
- イ 国民健康保険の被保険者<u>に</u> 係る基礎課税額の世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれに定める額

(ア)~(ウ) (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に 係る後期高齢者支援金等課税額 の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯 主を除く。) 1人について 6,650円

エ (略)

- ア 国民健康保険の被保険者の 基礎課税額に係る 被保険者均等 割額 被保険者(第1条第2項 に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,250円
- イ 国民健康保険の被保険者<u>の</u> 基礎課税額に係る世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれに定める額 (ア)~(ウ) (略)
- ウ 後期高齢者支援金等課税被 保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険 者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 6,650円

エ (略)

 た数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者<u>に</u> <u>係る基礎課税額の</u>被保険者均等 割額 被保険者(第1条第2項 に規定する世帯主を除く。)
 - 1人について 8,750円
- イ 国民健康保険の被保険者<u>に</u> <u>係る基礎課税額の</u>世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれに定める額 (ア)~(ウ) (略)
- ウ 国民健康保険の被保険者に 係る後期高齢者支援金等課税額 の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯 主を除く。) 1人について 4,750円

工 (略)

- 法第703条の5第1項 (3) に規定する総所得金額及び山林 所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に 属する国民健康保険の被保険者 及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場 合にあっては、43万円に当該 給与所得者等の数から1を減じ た数に10万円を乗じて得た金 額を加算した金額)に被保険者 及び特定同一世帯所属者1人に つき52万円を加算した金額を 超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者<u>に</u> <u>係る基礎課税額の</u>被保険者均等 割額 被保険者(第1条第2項

10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者<u>の</u> 基礎課税額に係る被保険者均等 割額 被保険者(第1条第2項 に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,750円
- イ 国民健康保険の被保険者<u>の</u> 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれに定める額 (ア)~(ウ) (略)
- ウ 後期高齢者支援金等課税被 保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険 者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 4,750円

エ (略)

- 法第703条の5に規定 (3) する総所得金額及び山林所得金 額の合算額が、43万円(納税 義務者並びにその世帯に属する 国民健康保険の被保険者及び特 定同一世帯所属者のうち給与所 得者等の数が2以上の場合にあ っては、43万円に当該給与所 得者等の数から1を減じた数に 10万円を乗じて得た金額を加 算した金額)に被保険者及び特 定同一世帯所属者1人につき 52万円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前 2号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者<u>の</u> 基礎課税額に係る被保険者均等 割額 被保険者(第1条第2項

に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,500円

- イ 国民健康保険の被保険者<u>に</u> 係る基礎課税額の世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれに定める額 (ア)~(ウ) (略)
- ウ 国民健康保険の被保険者に 係る後期高齢者支援金等課税額 の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯 主を除く。) 1人について 1,900円

エ (略)

- 2 国民健康保険税の納税義務者の 属する世帯内に6歳に達する日以 後の最初の3月31日以前である 被保険者(以下「未就学児」とい う。) がある場合における当該納税 義務者に対して課する被保険者均 等割額(当該納税義務者の世帯に 属する未就学児につき算定した被 保険者均等割額(前項に規定する 金額を減額するものとした場合に あっては、その減額後の被保険者 均等割額) に限る。) は、当該被保 険者均等割額から、次の各号に掲 げる区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める額を減額して得た額と <u>する。</u>
 - (1) 国民健康保険の被保険者 に係る基礎課税額の被保険者均 等割額 次に掲げる世帯の区分 に応じ、それぞれ未就学児1人 について次に定める額
 - ア前項第1号アに規定する金額を減額した世帯2,625円
 - <u>イ 前項第2号アに規定する金</u> <u>額を減額した世帯 4,375</u> <u>円</u>
 - ウ 前項第3号アに規定する金

に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,500円

- イ 国民健康保険の被保険者<u>の</u> 基礎課税額に係る世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれに定める額 (ア)~(ウ) (略)
 - ウ 後期高齢者支援金等課税被 保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険 者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 1,900円

エ (略)

<u>額を減額した世帯</u> 7,000 円

- <u>エ アからウまでに掲げる世帯</u> <u>以外の世帯 8,750円</u>
- (2) 国民健康保険の被保険者 に係る後期高齢者支援金等課税 額の被保険者均等割額 次に掲 げる世帯の区分に応じ、それぞ れ未就学児1人について次に定 める額
 - ア前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯1,425円
 - <u>イ</u> 前項第2号ウに規定する金 <u>額を減額した世帯</u> 2,375 円
 - <u>ウ</u>前項第3号ウに規定する金 額を減額した世帯 3,800 円
 - <u>エ アからウまでに掲げる世帯</u> <u>以外の世帯 4,750円</u>

(特例対象被保険者等に係る国民 健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納 税義務者である世帯主又はその世 帯に属する国民健康保険の被保険 者若しくは特定同一世帯所属者が 特例対象被保険者等(法第703 条の5の2第2項に規定する特例 対象被保険者等をいう。第19条 の4において同じ。)である場合に おける第3条及び<u>前条第1項</u>の規 定の適用については、第3条第1 項中「規定する総所得金額」とあ るのは「規定する総所得金額(第 19条の2に規定する特例対象被 保険者等の総所得金額に給与所得 が含まれている場合においては、 当該給与所得については、所得税 法第28条第2項の規定によって 計算した金額の100分の30に 相当する金額によるものとする。 次項において同じ。)」と、「同条第一 (特例対象被保険者等に係る国民 健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納 税義務者である世帯主又はその世 帯に属する国民健康保険の被保険 者若しくは特定同一世帯所属者が 特例対象被保険者等(法第703 条の5の2第2項に規定する特例 対象被保険者等をいう。第19条 の4において同じ。)である場合に おける第3条及び前条の規定の適 用については、第3条第1項中 「規定する総所得金額」とあるの は「規定する総所得金額(第19 条の2に規定する特例対象被保険 者等の総所得金額に給与所得が含 まれている場合においては、当該 給与所得については、所得税法第 28条第2項の規定によって計算 した金額の100分の30に相当 する金額によるものとする。次項 において同じ。)」と、「同条第2

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国 民健康保険税の課税の特例)

当分の間、世帯主又はその世帯 に属する国民健康保険の被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が、 前年中に所得税法第35条第3項 に規定する公的年金等に係る所得 について同条第4項に規定する公 的年金等控除額 (年齢65歳以上 の者に係るものに限る。)の控除を 受けた場合における第19条第1 項の規定の適用については、同条 中「法<u>第703条の5第1項</u>に規 定する総所得金額及び山林所得金 額」とあるのは、「法第703条の 5第1項に規定する総所得金額 (所得税法第35条第3項に規定 する公的年金等に係る所得につい ては、同条第2項第1号の規定に よって計算した金額から15万円 を控除した金額によるものとす る。)及び山林所得金額」と、 「110万円」とあるのは「125 万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に 係る国民健康保険税の課税の特 例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国 民健康保険税の課税の特例)

当分の間、世帯主又はその世帯 に属する国民健康保険の被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が、 前年中に所得税法第35条第3項 に規定する公的年金等に係る所得 について同条第4項に規定する公 的年金等控除額 (年齢65歳以上 の者に係るものに限る。)の控除を 受けた場合における第19条の規 定の適用については、同条中「法 第703条の5に規定する総所得 金額及び山林所得金額」とあるの は、「法第703条の5に規定する 総 所 得 金 額 (所 得 税 法 第 3 5 条 第 3項に規定する公的年金等に係る 所得については、同条第2項第1 号の規定によって計算した金額か ら15万円を控除した金額による ものとする。)及び山林所得金額」 と、「110万円」とあるのは 「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に 係る国民健康保険税の課税の特 例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特

定同一世帯所属者が法附則第33 条の2第5項の配当所得等を有す る場合における第3条、第6条、 第7条及び第19条第1項の規定 の適用については、第3条第1項 中「及び山林所得金額」とあるの は「及び山林所得金額並びに法附 則第33条の2第5項に規定する 上場株式等に係る配当所得等の金 額」と、「同条第2項」とあるのは 「法第314条の2第2項」と、 同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所 得金額又は法附則第33条の2第 5項に規定する上場株式等に係る 配当所得等の金額」と、第19条 第1項中「及び山林所得金額」と あるのは「及び山林所得金額並び に法附則第33条の2第5項に規 定する上場株式等に係る配当所得 等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保 険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国 民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が法附則第34 条第4項の譲渡所得を有する場合 における第3条、第6条、第7条 及び<u>第19条第1項</u>の規定の適用 については、第3条第1項中「及 び山林所得金額の合計額から同条 第2項」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第34条第4 項に規定する長期譲渡所得の金額 (租税特別措置法 (昭和32年法 律第26号)第33条の4第1項 若しくは第2項、第34条第1 項、第34条の2第1項、第34 条の3第1項、第35条第1項、 第35条の2第1項、第35条の 3第1項又は第36条の規定に該 当する場合には、これらの規定の 適用により同法第31条第1項に| 定同一世帯所属者が法附則第33 条の2第5項の配当所得等を有す る場合における第3条、第6条、 第7条及び第19条の規定の適用 については、第3条第1項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第33 条の2第5項に規定する上場株式 等に係る配当所得等の金額」と、 「同条第2項」とあるのは「法第 314条の2第2項」と、同条第 2項中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又 は法附則第33条の2第5項に規 定する上場株式等に係る配当所得 等の金額」と、<u>第19条</u>中「及び 山林所得金額」とあるのは「及び 山林所得金額並びに法附則第33 条の2第5項に規定する上場株式 等に係る配当所得等の金額」とす る。

(長期譲渡所得に係る国民健康保 険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国 民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が法附則第34 条第4項の譲渡所得を有する場合 における第3条、第6条、第7条 及び第19条の規定の適用につい ては、第3条第1項中「及び山林 所得金額の合計額から同条第2 項」とあるのは「及び山林所得金 額並びに法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額(租 税特別措置法 (昭和32年法律第 26号)第33条の4第1項若し くは第2項、第34条第1項、第 34条の2第1項、第34条の3 第1項、第35条第1項、第35 条の2第1項、第35条の3第1 項又は第36条の規定に該当する 場合には、これらの規定の適用に より同法第31条第1項に規定す 規定する長期譲渡所得の金額から 控除する金額を控除した金額。以 下この項において「控除後の長期 譲渡所得の金額」という。)の合計 額から法第314条の2第2項」 と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金 額並びに控除後の長期譲渡所得の 金額の合計額(」と、同条第2項 中「又は山林所得金額」とあるの は「若しくは山林所得金額又は法 附則第34条第4項に規定する長 期譲渡所得の金額」と、第19条 第1項中「及び山林所得金額」と あるのは「及び山林所得金額並び に法附則第34条第4項に規定す る長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に 係る国民健康保険税の課税の特 例)

7 世帯主又はその世帯に属する国 民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が法附則第35 条の2第5項の一般株式等に係る 譲渡所得等を有する場合における 第3条、第6条、第7条及び<u>第19</u> 条第1項の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係 る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2項」とあるのは「法第314条 の2第2項」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は法附 則第35条の2第5項に規定する 一般株式等に係る譲渡所得等の金 額」と、<u>第19条第1項</u>中「及び 山林所得金額」とあるのは「及び 山林所得金額並びに法附則第35 条の2第5項に規定する一般株式 等に係る譲渡所得等の金額」とす|

る長期譲渡所得の金額から控除す る金額を控除した金額。以下この 項において「控除後の長期譲渡所 得の金額」という。) の合計額から 法第314条の2第2項」と、「及 び山林所得金額の合計額(」とあ るのは「及び山林所得金額並びに 控除後の長期譲渡所得の金額の合 計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若し くは山林所得金額又は法附則第34 条第4項に規定する長期譲渡所得 の金額」と、第19条中「及び山 林所得金額」とあるのは「及び山 林所得金額並びに法附則第34条 第4項に規定する長期譲渡所得の 金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に 係る国民健康保険税の課税の特 例)

7 世帯主又はその世帯に属する国 民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が法附則第35 条の2第5項の一般株式等に係る 譲渡所得等を有する場合における 第3条、第6条、第7条及び<u>第19</u> 条の規定の適用については、第3 条第1項中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第35条の2第5項に 規定する一般株式等に係る譲渡所 得等の金額」と、「同条第2項」 とあるのは「法第314条の2第 2項」と、同条第2項中「又は山 林所得金額」とあるのは「若しく は山林所得金額又は法附則第35 条の2第5項に規定する一般株式 等に係る譲渡所得等の金額」と、 第19条中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第35条の2第5項に 規定する一般株式等に係る譲渡所 得等の金額」とする。

る。

(先物取引に係る雑所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国 民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が法附則第35 条の4第4項の事業所得、譲渡所 得又は雑所得を有する場合におけ る第3条、第6条、第7条及び第 19条第1項の規定の適用につい ては、第3条第1項中「及び山林 所得金額」とあるのは「及び山林 所得金額並びに法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係 る雑所得等の金額」と、「同条第 2項」とあるのは「法第314条 の2第2項」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は法附 則第35条の4第4項に規定する 先物取引に係る雑所得等の金額」 と、第19条第1項中「及び山林 所得金額」とあるのは「及び山林 所得金額並びに法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係 る雑所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に 係る国民健康保険税の課税の特 例)

 (先物取引に係る雑所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国 民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が法附則第35 条の4第4項の事業所得、譲渡所 得又は雑所得を有する場合におけ る第3条、第6条、第7条及び第 19条の規定の適用については、 第3条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金 額並びに法附則第35条の4第4 項に規定する先物取引に係る雑所 得等の金額」と、「同条第2項」と あるのは「法第314条の2第2 項」と、同条第2項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は法附則第35条 の4第4項に規定する先物取引に 係る雑所得等の金額」と、第19 条中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに法 附則第35条の4第4項に規定す る先物取引に係る雑所得等の金 額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に 係る国民健康保険税の課税の特 例)

 第2項中「又は山林所得金額」と あるはは山林の2第5 では「第35条の2の名第5 では、第19条式等に がは、第19を額」といる。 1項中「及び山林所得金額」が 1項のは「及び山林所得金額」が 1項のは「みが明第35条の2の3 は、第19とが 1のは、第19とが 1のは、 1のは、 1のは、 1のと、 1のと 1のと

(土地の譲渡等に係る事業所得等 に係る国民健康保険税の課税の特 例)

世帯主又はその世帯に属する 1 0 国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第33 条の3第5項の事業所得又は雑所 得を有する場合における第3条、 第6条、第7条及び第19条第1 項の規定の適用については、第3 条第1項中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第33条の3第5項に 規定する土地等に係る事業所得等 の金額」と、「同条第2項」とある のは「法第314条の2第2項」 と、同条第2項中「又は山林所得 金額」とあるのは「若しくは山林 所得金額又は法附則第33条の3 第5項に規定する土地等に係る事 業所得等の金額」と、第19条第 <u>1項</u>中「及び山林所得金額」とあ るのは「及び山林所得金額並びに 法附則第33条の3第5項に規定 する土地等に係る事業所得等の金 額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が外国居住者 等の所得に対する相互主義による 所得税等の非課税等に関する法律

(土地の譲渡等に係る事業所得等 に係る国民健康保険税の課税の特 例)

10 世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第33 条の3第5項の事業所得又は雑所 得を有する場合における第3条、 第6条、第7条及び<u>第19条</u>の規 定の適用については、第3条第1 項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに法 附則第33条の3第5項に規定す る土地等に係る事業所得等の金 額」と、「同条第2項」とあるのは 「法第314条の2第2項」と、 同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所 得金額又は法附則第33条の3第 5項に規定する土地等に係る事業 所得等の金額」と、第19条中 「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則 第33条の3第5項に規定する土 地等に係る事業所得等の金額」と する。

(特例適用利子等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が外国居住者 等の所得に対する相互主義による 所得税等の非課税等に関する法律

(昭和37年法律第144号)第 8条第2項に規定する特例適用利 子等、同法第12条第5項に規定 する特例適用利子等又は同法第16 条第2項に規定する特例適用利子 等に係る利子所得、配当所得、譲 渡所得、一時所得及び雑所得を有 する場合における第3条、第6 条、第7条及び第19条第1項の 規定の適用については、第3条第 1項中「山林所得金額の合計額か ら同条第2項」とあるのは「山林 所得金額並びに外国居住者等の所 得に対する相互主義による所得税 等の非課税等に関する法律(昭和 37年法律第144号)第8条第 2項(同法第12条第5項及び第 16条第2項において準用する場 合を含む。) に規定する特例適用利 子等の額 (以下この条及び第19 条第1項において「特例適用利子 等の額」という。)の合計額から法 第314条の2第2項」と、「山林 所得金額の合計額(」とあるのは 「山林所得金額並びに特例適用利 子等の額の合計額(」と、同条第 2項中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又 は特例適用利子等の額」と、第19 条第1項中「山林所得金額」とあ るのは「山林所得金額並びに特例 適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若国民健康保険の 特定の被保験外国 等の所得に対する相互 等の所得に対する 所得税等の非課税等に関する例 所得発第4項に規定する特例 記当等、同法第12条第6項に規 定する特例適用配当する特例 16条第3項に規定する特例適用

(昭和37年法律第144号) 第 8条第2項に規定する特例適用利 子等、同法第12条第5項に規定 する特例適用利子等又は同法第16 条第2項に規定する特例適用利子 等に係る利子所得、配当所得、譲 渡所得、一時所得及び雑所得を有 する場合における第3条、第6 条、第7条及び第19条の規定の 適用については、第3条第1項中 「山林所得金額の合計額から同条 第2項」とあるのは「山林所得金 額並びに外国居住者等の所得に対 する相互主義による所得税等の非 課税等に関する法律(昭和37年 法律第144号)第8条第2項 (同法第12条第5項及び第16 条第2項において準用する場合を 含む。) に規定する特例適用利子等 の額(以下この条及び<u>第19条</u>に おいて「特例適用利子等の額」と いう。)の合計額から法第314条 の2第2項」と、「山林所得金額の 合計額(」とあるのは「山林所得 金額並びに特例適用利子等の額の 合計額(」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は特例適用 利子等の額」と、第19条中「山 林所得金額」とあるのは「山林所 得金額並びに特例適用利子等の 額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若居して 特定同一世帯所属者互主義に 等の所得に対する相互主義を 所得の非課税等に関する 所得の非課税等する特例 第8条第4項に規定する特例 配当等、同法第12条第6同規 定する特例適用 16条第3項に規定する特例適用

配当等に係る利子所得、配当所得 及び雑所得を有する場合における 第3条、第6条、第7条及び第19 条第1項の規定の適用について は、第3条第1項中「山林所得金 額の合計額から同条第2項」とあ るのは「山林所得金額並びに外国 居住者等の所得に対する相互主義 による所得税等の非課税等に関す る法律第8条第4項(同法第12 条第6項及び第16条第3項にお いて準用する場合を含む。) に規定 する特例適用配当等の額(以下こ の条及び<u>第19条第1項</u>において 「特例適用配当等の額」という。) の合計額から法第314条の2第 2項」と、「山林所得金額の合計額 (」とあるのは「山林所得金額並 びに特例適用配当等の額の合計額 (」と、同条第2項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は特例適用配当等 の額」と、第19条第1項中「山 林所得金額」とあるのは「山林所 得金額並びに特例適用配当等の 額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する 1 3 国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が租税条約等 の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法 律 (昭和44年法律第46号。以 下「租税条約等実施特例法」とい う。) 第3条の2の2第10項に規 定する条約適用利子等に係る利子 所得、配当所得、譲渡所得、一時 所得及び雑所得を有する場合にお ける第3条、第6条、第7条及び 第19条第1項の規定の適用につ いては、第3条第1項中「及び山 林所得金額の合計額から同条第2

配当等に係る利子所得、配当所得 及び雑所得を有する場合における 第3条、第6条、第7条及び第19 条の規定の適用については、第3 条第1項中「山林所得金額の合計 額から同条第2項」とあるのは 「山林所得金額並びに外国居住者 等の所得に対する相互主義による 所得税等の非課税等に関する法律 第8条第4項(同法第12条第6 項及び第16条第3項において準 用する場合を含む。) に規定する特 例適用配当等の額(以下この条及 び第19条において「特例適用配 当等の額」という。)の合計額から 法第314条の2第2項」と、「山 林所得金額の合計額(」とあるの は「山林所得金額並びに特例適用 配当等の額の合計額(」と、同条 第2項中「又は山林所得金額」と あるのは「若しくは山林所得金額 又は特例適用配当等の額」と、第 19条中「山林所得金額」とある のは「山林所得金額並びに特例適 用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する 1 3 国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が租税条約等 の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法 律 (昭和44年法律第46号。以 下「租税条約等実施特例法」とい う。) 第3条の2の2第10項に規 定する条約適用利子等に係る利子 所得、配当所得、譲渡所得、一時 所得及び雑所得を有する場合にお ける第3条、第6条、第7条及び 第19条の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所 得金額の合計額から同条第2項」

項」とあるのは「及び山林所得金 額並びに租税条約等の実施に伴う 所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44 年法律第46号。以下「租税条約 等実施特例法」という。)第3条の 2の2第10項に規定する条約適 用利子等の額の合計額から法第 314条の2第2項」と、「及び山林 所得金額の合計額(」とあるのは 「及び山林所得金額並びに租税条 約等実施特例法第3条の2の2第 10項に規定する条約適用利子等 の額の合計額(」と、同条第2項 中「又は山林所得金額」とあるの は「若しくは山林所得金額又は租 税条約等実施特例法第3条の2の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利 子等の額」と、第19条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに租税条 約等実施特例法第3条の2の2第 10項に規定する条約適用利子等 の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

とあるのは「及び山林所得金額並 びに租税条約等の実施に伴う所得 税法、法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律(昭和44年法 律第46号。以下「租税条約等実 施特例法」という。)第3条の2の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利 子等の額の合計額から法第314 条の2第2項」と、「及び山林所得 金額の合計額(」とあるのは「及 び山林所得金額並びに租税条約等 実施特例法第3条の2の2第10 項に規定する条約適用利子等の額 の合計額(」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は租税 条約等実施特例法第3条の2の2 第10項に規定する条約適用利子 等の額」と、第19条中「及び山 林所得金額」とあるのは「及び山 林所得金額並びに租税条約等実施 特例法第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額」 と、第19条中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金 額並びに租税条約等実施特例法第 3条の2の2第10項に規定する <u>条約適用利子等の額」と</u>する。

(条約適用配当等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

税法及び地方税法の特例等に関す る法律 (昭和44年法律第46 号。以下「租税条約等実施特例 法」という。)第3条の2の2第12 項に規定する条約適用配当等の額 の合計額から法第314条の2第 2項」と、「及び山林所得金額の合 計額(」とあるのは「及び山林所 得金額並びに租税条約等実施特例 法第3条の2の2第12項に規定 する条約適用配当等の額の合計額 (」と、同条第2項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は租税条約等実施 特例法第3条の2の2第12項に 規定する条約適用配当等の額」 と、第19条第1項中「及び山林 所得金額」とあるのは「及び山林 所得金額並びに租税条約等実施特 例法第3条の2の2第12項に規 定する条約適用配当等の額」とす る。

び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号。以下 「租税条約等実施特例法」とい う。) 第3条の2の2第12項に規 定する条約適用配当等の額の合計 額から法第314条の2第2項」 と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金 額並びに租税条約等実施特例法第 3 条 の 2 の 2 第 1 2 項 に 規 定 す る 条約適用配当等の額の合計額(」 と、同条第2項中「又は山林所得 金額」とあるのは「若しくは山林 所得金額又は租税条約等実施特例 法第3条の2の2第12項に規定 する条約適用配当等の額」と、第 19条中「及び山林所得金額」と あるのは「及び山林所得金額並び に租税条約等実施特例法第3条の 2の2第12項に規定する条約適 用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の羽生市国民健康保険税条例の規定は、令 和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年 度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年11月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明